

大口町防災行政用無線取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町防災行政用無線運営規程（昭和56年大口町規程第2号。以下「運営規程」という。）に基づき、無線通信の運用方法及び無線局の維持管理の方法について必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、運営規程に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 通 話 無線回線を媒体として行う1件の情報交換をいう。
- (2) 通 信 個々の通話及び通報の総体をいう。
- (3) 同報通信 拡声子局及び戸別子局の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を行う通信をいう。

(通信上の原則)

第3条 通信を行う者は、次のとおり留意しなければならない。

- (1) 移動通信を行う場合は、必ず正確な呼出名称を使用し、詐称、省略その他の違反を行ってはならない。
- (2) 通話にあたっては、できるだけ簡潔、明瞭に行うよう心がけるとともに、粗暴又は下品にわたる用語等を使用してはならない。
- (3) 送受信状態その他の事情で通話内容が不明瞭な場合、又は相手局が手書き受信をしている際は、送話を数語ずつ区切り、若しくは反復するなど、相手局の受信を容易にさせるよう務めなければならない。
- (4) 通信に従事した者が、通信運用上知り得た他人の通信の秘密は、これを漏らしてはならない。

第2章 同報通信の運用

(通信事項)

第4条 同報通信による通信事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、火災等の非常事態に関する事項
 - (2) 人命その他特に緊急を要すると認められる事項
 - (3) 町の行政情報に関する事項
 - (4) 町以外の公共団体及び国の行政情報に関する事項
 - (5) 地域自治組織、行政区等の行事に関する事項で、町長が特に必要と認めるもの
 - (6) その他町長が特に必要と認める事項
- (運用時間)

第5条 前条に規定する同報通信の通信事項のうち第3号から第6号に規定する事項で、時刻を定めて通信を行うことが適當と認められるものについては、運営規程第11条の規定にかかわらず午前7時15分及び午後7時15分から所要の間、通信を行うものとする。

(同報通信の方法)

第6条 同報通信は、運営規程第3条に規定する全ての子局に対して同時に一括して行う一斉通信、行政区又は学校区ごとの特定地域ごとに行う通信及び議会議員、区長、消防団員若しくは町職員又は町施設の特定のものに対して行う通信とする。

2 前項の通信の設定時には、運営規程別表第2に規定する呼出名称を使用するものとする。

(担当)

第7条 運営規程第5条の規定にかかわらず第5条に規定する通信（以下「定時通信」という。）については、地域協働部町民安全課が担当する。

2 丹羽消防署に設置した同報通信に係る遠隔制御器の運用に当たっては、町と丹羽広域事務組合消防本部との間において無線放送施設運用に関する協定書を締結の上、当該協定書の定めるところにより丹羽消防署が担当する。

(定時通信)

第8条 定時通信により行政情報を通信しようとする課長等（大口町事務分掌規則（平成21年大口町規則第1号）第4条第1項に規定する課長、大口町選挙管理委員会規程（昭和49年大口町選挙管理委員会規程第1号）第18条第2項に規

定する書記長、大口町教育委員会事務局組織規則（平成21年教委規則第1号）第4条第1項に規定する課長、大口町会計管理者の補助組織設置規則（平成21年大口町規則第 号）第3条第1項に規定する室長、大口町議会事務局処務規程（昭和61年大口町議会訓令第1号）第3条第1項に規定する事務局長及び大口町監査委員事務局規程（平成12年監委訓令第1号）第2条第1項に規定する事務局長をいう。）は、通信を行おうとする日の2日前までに定時通信依頼票（様式第1）に通信文案を添付して、町民安全課長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- 2 定時通信により第4条第4号及び第5号に規定する事項の通信を希望する者は、通信を希望する日の2日前までに、通信文案を町長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

第9条 町民安全課長は、提出を受けた通信文案が第4条第3号から第6号までに規定する通信事項であるかどうかを審査の上、通信の適否を決定するものとする。

- 2 通信の実施が適当でないと判断した通信文案については、町民安全課長は当該通信文案による通信を依頼した者と通信文案の修正について協議を行い、通信の適否を決定するものとする。

（定時通信以外の通信）

第10条 定時通信以外の通信により、第4条各号に規定する事項を通信しようとする者は、通信文案について町民安全課長と協議しなければならない。

第11条 定時通信以外の通信で、連絡設定の時刻が大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する大口町の休日に当たる場合（第5条に規定する場合を除く。）は、大口町当直規程（昭和51年大口町訓令第2号）第3条第1項又は第2項に規定する者が、町民安全課長の指示に基づき該当通信を行うものとする。

（公聴）

第12条 町長は、定時通信の運用について、アンケートその他の方法により町民から直接意見を聴取し、当該通信の運営の改善に努めるものとする。

第3章 管理

(試験電波発射の方法)

第13条 無線局から試験電波を発射するときは、原則として次の用語及び方法によらなければならない。

- (1) こちらは、「自局の呼出名称」 1回
- (2) 只今、試験電波発射中 1回
- (3) 本日は晴天なり 数回反復
- (4) 何処でしょうか（必要により挿入） 1回

2 試験電波の発射は、緊急修理を要する場合を除き、連続して5分以上発射してはならず、また通常の場合、通話の閑散時を選んで行わなければならない。

(機器等の日常点検)

第14条 主任者等は、日常次に掲げる事項を励行し、無線局の運用を常に維持するよう努めなければならない。

- (1) 無線機は、毎日1回は試験通話を行って、動作状態を確かめる。（普通通話はこれを試験通話に替えることができる。）
- (2) 非常用発電機は、毎月1回、定期的に試験運転を行って異常の有無を点検する。
- (3) 機器周辺の防水防塵に留意し、毎月1回は無線機の点検及び清掃を行う。
- (4) 予備部品類及び機器取扱説明書類の適正な保管に留意し、毎月1回は数量点検を行う。

2 機器の故障及び異常並びに回線障害その他混信妨害等通信運用に支障をきたす事故を認めた際は、速やかに地域協働部町民安全課へ報告して指示を受けなければならない。

(定期点検)

第15条 管理者は、毎年2回以上、計画的に機器の定期点検を行わせて、障害を未然に防止するよう配慮しなければならない。

2 定期点検を行うには正確を旨とし、かつ、作業を実施するときは、できるだけ通信の閑散時を選ぶよう留意するものとする。

(故障修理)

第16条 主任者等は、通信の不能又は不良の状態を認め、若しくは申告を受けたときは、機器の管理上あるいは通信操作上のミスでないことを確かめたうえで、報告その他適切な措置をとるよう留意しなければならない。

2 故障修理は迅速を旨とし、修理時の配意その他の措置は、災害時の緊急修理の場合を除き、前条第2項に準ずるものとする。

(点検簿等への記録)

第17条 第14条第1項に規定する点検を行ったときは、主任者等は、必要な事項を無線機保全点検簿（様式第2）に記載しなければならない。

2 第14条第1項第2号に規定する点検を行ったときは、愛知県防災行政用無線局運営要綱第5号様式（その2）で規定し、記載するものに替えるものとする。

(その他の報告)

第18条 主任者等は、運営規程及び前各条で定める事項のほか、次の場合には、速やかに統制管理者へ報告して指示をうけなければならない。

- (1) 電波法に違反して運用している不法無線局を認めたとき。
- (2) その他通信運用上必要と認めたとき。

(発電機の運転)

第19条 町民安全課の主任者等は、庁舎の停電が1時間以上に及ぶと予想される場合は、自発的に非常用発電機を起動して、常に無線電源の適正維持をはかるよう努めなければならない。

(電気通信監理局提出書類に処理)

第20条 無線局等の設置、変更及び無線従事者の選解任届並びに日誌抄録、非常通信の届出、その他郵政大臣へ提出する書類の作成及び施行は、全て町民安全課で行う。

(無線業務日誌の記載等)

第21条 無線業務日誌（様式第3及び様式第4。以下「日誌」という。）の記載にあたっては、次の諸点に留意しなければならない。

- (1) 通信回線は、通話の都度記録する。

(2) 通信状態欄には、回線状態が不良の場合のみ、「感度不良」又は「混信大」などと記入する。ただし、混信局の局名又は通話内容が明確に聴取できる場合は、その概要及び被混信時間その他必要な事項を記載又は録音するなどの措置をとっておくものとする。

(3) 故障修理並びに非常通信及び同通信訓練を行ったとき、並びに不法無線局を認めたときは、その要点を所定欄に記入する。

2 日誌は、通信の有無にかかわらず毎日記載するものとし、各主管課の主任者は、毎週末に日誌を町民安全課に提出する。

3 町民安全課の主任は、前項により提出され日誌を毎年の1月1日から12月31日までを1冊として編集し、使用後2年間保存しなければならない。

(備付け書類)

第22条 無線局等には、法定書類のほか、次に掲げる書類を備え付けておかなければなければならない。

(1) 運営規程及び同取扱要綱 無線局開設中保存

(2) 無線局運用関係書類及び無線関係報告控 同 上

(3) 無線機保全点検簿（様式第2） 同 上

(4) 機器の取扱説明書及び試験（検査）成績書 同 上

附 則（昭和56年5月1日 大口町要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和55年5月20日から適用する。

附 則（昭和62年2月23日 大口町訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和62年1月1日から適用する。

附 則（平成4年3月31日 大口町訓令第7号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月1日 大口町訓令第39号）

この訓令は、平成5年12月1日から施行する。ただし、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第15条第2項の改正規程は、平成5年4月1日から、第10条の改正規定は、平成5年11月1日から適用する。

附 則（平成7年10月23日 大口町訓令第3号）

この訓令は、平成7年10月23日から施行する。

附 則（平成8年4月26日 大口町訓令第11号）

この訓令は、平成8年4月26日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線取扱要綱の規定は、平成5年10月18日から適用する。

附 則（平成9年3月26日 大口町訓令第16号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月16日 大口町訓令第19号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町防災行政用無線取扱要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月27日 大口町訓令第43号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日 大口町訓令第5号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1（第13条関係）

定時通信依頼票

事務連絡
年月日

様

課長

同報通信による定時通信を別添の通信文案により、下記のとおり実施したいので
依頼します。

記

1 通信時刻

午前・午後 時

2 通信実施期間

年月日（　）から 年月日（　）まで

3 その他

様式第2（第22条、第27条関係）

無線機保全点検簿

年　　月　　日 (曜日)　　天候					担当者印
無線局名		課　名		課	

点検項目	結果及び措置	摘要
①「ランプ」の表示		
「つまみ」等スイッチ類 ②の設定位置及びゆるみ、 その他の異常の有無		
空中線接線、機関接続コ ③ード端子等、ケーブル類 の接続状態		
④電源コードの異常の有無		
⑤付属品、予備品の員数		
⑥筐体部分の汚れ、破損そ の他の異常の有無		
⑦その他参考事項		

(注意事項)

- 1 毎月1回以上点検を実施すること。
- 2 2以上の設備がある局は、異常を認めた装置の名称を摘要欄に明記しておくこと。

様式第3（第26条関係）

責任者	管理者	運用者

無線業務日誌（日報）

年　月　日

呼出名称	周波数	電波形式	空中線電力	無線従事者指名	資格	服務時間

非常通話の実施状況

空中・通信・感度の減退等の通話状況

周波数偏差の測定結果と措置

機器の故障と原因・措置

規正の指示に対する措置

法令違反運用局を認めた場合その事実

その他

名　称　　専用波1　　専用波2
2

統制台
遠制1
遠制3
遠制5
遠制7
遠制9
遠制11
遠制13
遠制15
遠制17
遠制19

副統制台
遠制2
遠制4
遠制6
遠制8
遠制10
遠制12
遠制14
遠制16
遠制18
遠制20

名　称　　専用波1　　専用波

合　計

様式第4（第26条関係）

無線業務日誌

日 累 計

年 月 日

無線局名： 無線従事者名：

無線周波数： 資格：

空中線電力： 免許番号：

電波型式：

服務時間：

回数 開始時刻 終了時刻 通信時間 制御器 相手局 備考

(回) (自：分：秒) (時：分：秒) (秒)